

関市農業委員会総会議事録

場所：関市役所 6階 大会議室

○議事日程

令和4年8月8日（月曜日）午前10時00分 開議

- (1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- (3) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- (4) 議案第4号 事業計画変更申請に対する意見について

- (1) 報告第1号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地判断について

○出席委員（16名）

1番 安田 美雄 君	2番 臼田 正嗣 君	3番 山田 彰 君
4番 井上 正隆 君	6番 伊藤 均 君	7番 吉田 和子 君
8番 玉田 和久 君	9番 山田 タツエ 君	10番 八代 治郎 君
11番 足立 昌人 君	12番 青山 雅紀 君	14番 西田 耕三 君
15番 西部 徹 君	16番 長尾 始 君	17番 野村 茂 君
18番 日置 香 君		

○欠席委員（3名）

5番 野田 卓志 君	13番 永田 千春 君	19番 田下 喜代 君
------------	-------------	-------------

○委員以外の出席者

農業委員会事務局長	山岡 透 君	農業委員会事務局課長補佐	長谷部 香織 君
農業委員会事務局課長補佐	山田 牧広 君		

午前10時00分開会

○議長（野村茂君）

ただ今から、関市農業委員会総会を開催します。

会議規則第8条の規定により、委員の過半数の出席により、総会は成立しています。

次に、議事録署名委員の指名を行います。15番 西部委員、16番 長尾委員のお二人にお願いします。これより、議案の審議に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について を議題とします。

事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長谷部 香織君）

それではですね、お手元の方に本日お配りさせていただいています営農計画書と農地転用許可制度についてという2部お配りしているものがあるかと思えます。まず最初3条ですので営農計画書の方ですね、それぞれ番号付けてありますので、その案件になりましたら、こちらの営農計画の方を見ていただくとありがたいです。

それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

農地法第3条の規定により、下記農地の申請がありましたので審議を求めます。

1番の案件につきましては、2番から7番の審議が終わりましたら審議をしていただきたいと思いますので宜しくお願いします。

2番の案件

議案は1ページ。位置図は、3・4ページになります。

申請地は、長良川鉄道 関富岡駅の南東65m程に位置する農振農用地区域外の 田 579㎡。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、多忙であることから農地の維持・管理が困難になっていたところ、譲受人より本申請地を買い受け、耕作の用に供したいとの申し出を受けたため、譲渡すと言うもの。

譲受人は、農業経営拡大のため申請地を譲り受けたいと言うものでございます。

3番の案件

議案は1から2ページ。位置図は、3・4ページになります。

申請地は、長良川鉄道関富岡駅の南東260m程に位置する農振農用地区域外の 田 4筆 1,391㎡。

長良川鉄道 関富岡駅の南東300m程に位置する農振農用地区域外の登記地目 田 現況地目 畑 400㎡。

5筆合計 1,791㎡。

申請の目的は、使用貸借権の設定です。設定期間は1年間となっております。

使用貸人は高齢であることから農地の維持管理が困難になっていたところ、使用借人より本申請地を借り受け、耕作の用に供したいとの申し出を受けたため、貸すと言うもの。

使用借人は農業経営拡大のため、申請地を借り受けたいと言うものでございます。

4番の案件

議案は2ページ。位置図は、5・6ページになります。

申請地は、本郷集会場の東110m程に位置する農振農用地区域外の 畑 260㎡。

申請の目的は、所有権移転でございます。

譲渡人は東京に居住しており、耕作が出来ないと言うもの。

譲受人は空き家バンクに登録されていた住宅を購入したことにより、空き家付随農地の指定農地として農業を实践するため、申請地を譲り受けたいと言うものでございます。

5番の案件

議案は2から3ページ。位置図は7・8ページになります。

申請地は、阿木集会所の北110m程に位置する農振農用地区域内の畑 3筆 131.3㎡。
農振農用地区域外の畑3筆 435㎡。阿木集会所の西90m程に位置する農振農用地区域内の畑 1筆 95㎡ 7筆合計 661.3㎡

申請の目的は、所有権移転でございます。

譲渡人Aは関市虹ヶ丘北に居住しており、実家まで遠いため、耕作が出来ないと言うもの。

譲渡人Bは譲受人の要望に応えると言うもの。

譲受人は自宅に近く、耕作が便利であるので、譲り受け、茶畑として利用したいと言うものでございます。

6番の案件

議案は3から4ページ。位置図は9・10ページになります。

申請地は横腰集会所の西480m程に位置する農振農用地区域内の登記・現況地目 畑 1筆 224㎡。

横腰集会所の北西390m程に位置する

農振農用地区域内の登記・現況地目 田 3筆 4,418㎡。

農振農用地区域内の登記地目 畑 現況地目 田 4筆 904㎡。

農振農用地区域外の登記地目 畑 現況地目 田 2筆 123㎡。

10筆合計 5,669㎡

申請の目的は、所有権移転でございます。

譲渡人Aは遠方に住んでおり、農地の管理が出来ず困っていたところ、譲受人と売買の話がまとまり、譲渡すと言うもの。

譲渡人Bは仕事が忙しく、耕作が出来ないので、隣接地が売買されると聞き、譲受人と一緒に買い受けて欲しいと頼み、承諾を得たので、譲渡すと言うものでございます。

譲受人は農地の管理に困っていると言う話を聞き、申請地は居住地に近く、耕作するのに好都合であることから、農業経営を一から取り組むため、申請地を買い受け、農業経営を行うと言うものでございます。

なお、譲受人は、田では機械等を持っていないため申請地を畑として利用し、里芋や枝豆を作付けしたいとの営農計画書が提出されております。

7番の案件

議案は4ページ。位置図は11・12ページになります。

申請地は関市役所洞戸事務所の北西480m程に位置する農振農用地区域内の田 1, 298㎡。

関市役所洞戸事務所の北西150m程に位置する農振農用地区域内の畑 145㎡。

関市役所洞戸事務所の南東550m程に位置する農振農用地区域内の畑 746㎡。

3筆合計 2,189㎡。

申請の目的は所有権移転でございます。

譲渡人は遠方に住んでおり、農地の管理が出来ないと言うもの。

譲受人は関市内に住んでいるが、洞戸市場へ移住するに伴い、農地を譲り受けたいと言うものでございます。

全ての申請地について、7月13日に現地確認をしたところ、農地であることを確認しております。

以上、所有権移転に関するもの6件、使用貸借権設定に関するもの1件につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長（野村茂君）

事務局の説明が終わりました。議案第1号の2番から7番までについて、補足説明のある委員さんにご意見をいただきたいと思います。安田委員さん、山田彰委員さん、長尾委員さん、ご意見がありましたらよろしくお願ひします。よろしいですかね。私が担当する地区についても意見はありま

せんのでよろしく申し上げます。

それでは議案第1号のただ今の1番から7番までについて、補足説明のある委員さんは挙手にて発言をお願いします。

(挙手あり)

はい、安田委員さん。

○1番(安田美雄君)

はい、7番の案件ですけども、関市さんは移住の関係について移住で農地を取得する場合には制度はあるのでしょうか。

○事務局課長補佐(長谷部 香織君)

0.1aから。

○議長(野村茂君)

0.1a。下限面積が。

○事務局課長補佐(長谷部 香織君)

移住ですね。こちらに関しましては、0.1aから農地の取得ができるようになっております。

○1番(安田美雄君)

移住ということは住所地を移されるということ。

○事務局課長補佐(長谷部 香織君)

そうですね。

移住ですね。こちらに関しましては0.1a。

○議長(野村茂君)

その他に補足説明のある委員さんは挙手にて発言をお願いします。

(挙手あり)

はい、山田委員さん

○3番(山田彰君)

4番ですけど、これ今、空き家バンクの関係があつて補足しますけれど、これ空き家バンクで名古屋からここへ移住してみえます。今子供の学校の関係があつて正式にはこっちへ住所を移していないと思うんですけど、毎日のように空き家を整備してみえまして、こちらへ近々住まれます。それでこれ、畑を260㎡買われるわけですけど、すでにパッションフルーツを栽培してみえまして、その他にも借りて付近にパッションフルーツをいっぱい作ってみえまして。空き地があつたら借りてどんどん借りて農業をやるといってみえますので、いいかなという風には思っております。営農計画書がついておりまして、パッションフルーツをメインに栽培しますということで、書いてありますけれど、令和5年度中に移住しますということで、ありがたいなと思っております。パッションフルーツも、はやすでに大きな苗になってツルができて、だいぶできています。これ上之保かな。パッションフルーツの古池さんかな。あの方の指導でパッションフルーツをたくさん栽培するということで、畑にかなり苗ができておりますので、こういう方がどんどん増えるとありがたいかな、と思います。以上です。

○議長(野村茂君)

はい、ありがとうございます。山田委員さんからは4番の案件について問題ないということで意見をいただきました。

他に補足説明のある委員さん。

(挙手あり)

○委員発言

1番の案件写真を見ていましたら、農業経営の安定とありますがこれ水路は取っておられるんですか。

○議長（野村茂君）

すみません、1番の案件はこれからご審議いただきますので、申し訳ないです、すみません。

2番から7番まででお願いしておりますのでよろしくお願いいたします。

他にございませんでしょうか。

それでは補足説明はございませんようですので、2番から7番まで質疑のある方は挙手にて発言をお願いします。

(挙手なし)

無いようですので、採決します。議案第1号の2番から7番までの6件について許可することに異議の無い方は挙手をお願いいたします

(全員挙手)

はい、ありがとうございます。全員の挙手をいただきました。

議案第1号の2番から7番までの6件については許可することといたします。

続きまして先ほど事務局のほうで後ほどご審議をお願いしたいということでありました、議案第1号の1番の案件について事務局の説明をお願いします。

○事務局課長補佐（長谷部 香織君）

それでは、1番の案件につきまして審議をしていただきたいと思いますので宜しくお願いします。お手元にあります営農計画書3条の1番と書いてある一案表になります。そちらの営農計画書をご覧ください。

1番の案件。議案は1ページ、位置図は、1・2ページになります。申請地は旭ヶ丘中学校の南東340m程に位置する農振農用地 区域外の 田 3筆 1, 105.6㎡。

申請の目的は、所有権移転です。譲渡人は、健康がすぐれないことから農地の維持・管理が困難になっていたところ、譲受人より本申請地を買い受け、耕作の用に供したいとの申し出を受け、譲渡すると言うもの。譲受人は、農業経営安定のため、本申請地を譲り受けたいと言うものでございます。

こちらの申請につきましては、田として耕作をすると言う申請が出ております。

位置図2ページの左下に「排水と思われる。取水不明」と入れてありますが、書士に確認をしたところ、こちらの部分からU字溝を流れて水を入れるとの事です

東側には一応水路が通っていますので、取水することは可能かと思いますが、東側にヒューム管にて排水するとのことですが、水路がありませんので、排水された水の行き場がありません。

また、申請書内の機械の所有状況においても、トラクターと軽トラを所有、田植え機はリースするとの事でありました。

そのため、どのように農業を行うつもりであるのか、営農計画書を提出していただきましたが、やはり田で、耕作するとありました。

所有して見える農地について確認してみましたが、耕作はされていますが、細目書等も一切出しておらず、ヤミで、どなたかがやっておられるようでございます。申請地周辺には農地がほとんど残っておらず、用途地域でもあります。

事務局と致しましても、田で管理されるよりは、畑で管理される方が現実的であるのではないかと思います。

しかし、譲受人が耕作等に供すべき農地等の全てを効率的に利用して耕作等を行うと認められない状態でありますので、今回の申請につきましては、保留にして、耕作について、しっかりと示して頂くか、もしくは、耕作を行うと言う事であるならば、譲受人さんが使用貸借なり、賃貸借なりの

「解除条件付賃借」にて、3年間ほど農地を借りて、譲受人自身が耕作をしている状態を見せていただいているので、所有権移転でも良いのではないかと思います。

ご審議の程、宜しく申し上げます。

○議長（野村茂君）

事務局の説明が終わりました。それでは担当は安田委員さんですので補足説明と合わせてご意見などお伺いしたいと思います。安田委員さんお願いします。

○1番（安田美雄君）

この土地につきましてですね、私も現地をよく調べてまたご本人の営農状況なども周囲の方などをお聞きしましたところ、農地法によりますところのいわゆる条件ですね。条件を具備しておりません。例えば、農地の所有状況なども不明でございまして、また田で耕作しているということですが、その耕作の実態も今事務局からもありましたように、また私の確認した限りでもございませんでした。先ほど営農計画が出てまいりましたが、これは作付け計画でありまして、農地の状況とか、あるいは収支計画が全く記載されておりませんので、これはちょっと農業をやっておられる方にお話しただけならばと思いますが、それだけではとても、地理的な条件ではとても米作りができない状況だと思いますが。水利とかそういう農機の保有とか、それも含めましてそういう状況でございまして。

それと、本来、〇〇薬品という会社の役員の方でございまして、年齢と年間の従事日数なども150日をここで従事するということの客観的な根拠が、例えば先ほど言いました細目書も出しておられませんが、また農業へ従事する日数なども確認できませんので、これでは米作りをやっているということの根拠と言いますか、そういうのが確認できない状況でありました。さらには地理的にも米作りはとても不可能だというように思います。それで今、私としては畑としての利用は可能ではあると思いますが、なんせこの申請地はめくら地みたいなところでございまして、位置図にありますように、駐車場がございましてこれは譲受人の所有地でございまして。こちらからしか出入りができないような状況でございまして、さらに貸駐車場として今利用しておられるわけですが、その貸駐車場、写真を見ますと今では満タンの状態でございまして、これはもう購入目的が見え見えで、周囲見ますと右側はバローでございまして、工場や店が全部並んでおりまして、貸駐車場にしておられる状況です。そういうことを考えますと、とても米作りは困難かと思えます。

以上前後しましたけれども、意見といたします。

○議長（野村茂君）

はい、ありがとうございます。ただ今、補足説明また営農状況など安田委員さんの方からご説明をしていただきました。また質疑のある委員さんはございませんか。

（挙手あり）

はい西田委員さん。

○14番（西田耕三君）

先ほど安田委員さんが言われましたように、譲受人は保戸島の方には大きな工場持ってみえまして、土地も持ってみえますが、農地もあるのですが、耕すようなことはあつたとしても、米は作っていないような気がするんですけど。そういう関連で見たいいけないのですが、この土地を農地としてお使いになるということですが、本当に農地としてお使いになるのか、不信感を持っておるもので、ちょっと発言をさせていただきました。以上です。

○議長（野村茂君）

はい、ありがとうございます。他に質問などご意見ございませんかでしょうか。

（挙手無し）

よろしいでしょうか。

○1番（安田美雄君）

八代委員さんどうでしょうか。農業やっておられますけども、やっぱりここで水稻作付けできる状態だと思いますか。

○10番（八代治郎君）

やっぱりお話聞いておると、ちょっと無理なんじゃないでしょうかね。水が無くて、要るときに来ないというのは絶対ダメだから、今の状況で水が流れてないといけないんやで、これで水稻なんて無理やね。

○議長（野村茂君）

はい、ありがとうございます。他にございませんでしょうか。

（挙手あり）

はい、日置委員さん。

○18番（日置香君）

現況は田ってというのは違うの？
雑種地？

○事務局課長補佐（長谷部 香織君）

雑種地までは行ってないです。耕作をしよう思えばできるので。

○18番（日置香君）

現況が田であれば、田んぼできないことは無いな。

○事務局課長補佐（長谷部 香織君）

ただ、そこ八代さんたちが言われたように水があるかどうかです。

○1番（安田美雄君）

それと、出入口がですね、フェンスで囲ってしまっている。小さい農機しか入らんらしい。ちょっと写真には写っておりませんが、ここに出入口が作ってあります。とても今誰かに頼んでですね、耕作しようとしても、いま農業機械は大型化してますので、とても農機が入らないということです。それと農業経営の安定化とありますけれど、農業経営しておられんなら、経営を安定というのがどうも私としては理解できないものですから。専業がやはり薬局ですので、そのへんもちょっとご理解いただきたいなと思ひまして。

○議長（野村茂君）

足立委員さんどうでしょうかね。ご意見ございましたらよろしくお願いします。

○11番（足立昌人君）

私も現況拝見させていただくと、水路と排水路が見当たらないということだと、降った雨だけでやられると。安定化という言い方にも引っかけられます。農業がどう安定するのかわかりませんけれども。まあ不信はありますね。

○議長（野村茂君）

はい、ありがとうございます。他にご意見ありませんでしょうか。

（挙手無し）

それでは、事務局からの説明と合わせてみなさんからのご意見をいただきました中で田として耕作ができる状況ではないというふうに考えられます。そして営農体制もそういう体制ではなということですのでまず一番田として耕作されるということですが、これをですね、畑ならここで審

議ができるとうことですので、もう一度その辺のところを譲受人の方のほうへお話をして内容を畑などにさせていただくとかそういったことで、この審議は保留にしたいと思います。みなさんのご意見をお伺いしたいと思います。

保留にするか3条の許可をするかということですが、採決を取りたいと思いますので、よろしくをお願いします。

先にですね、保留ということにご賛同の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございます。全員のご賛同をいただきましたので議案第1号の1番については保留ということにします。はい、ありがとうございます。

続きまして、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長谷部 香織君）

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について。

農地法第4条の規定により、下記農地の申請がありましたので意見を求めます。

議案は、5ページになります。

1番の案件

位置図は、13・14ページになります。

申請地は、グリーンフィールド中池の東410m程に位置する登記地目 畑 現況地目 宅地 195㎡。

農地の区分は、10ha以上の一団の農地区域内の農地であるため、第1種農地と判断します。

転用の目的は、一般個人住宅でございます。

申請人は、申請地の西側隣接地に居住しており、家族が増加したことにより、手狭になり、使い勝手が悪くなったため、炊事場・浴室を増改築し、離れの居宅を建築したいというものでございます。

7月13日に現地確認をしたところ、平成4年に本宅の増改築工事及び、離れを建築しており、始末書が添付されております。

なお、申請地は、1種農地であるため、原則不許可ではありますが、集落に接続しており、農地転用の例外規定を満たすものと判断します。

2番の案件

位置図は、15・16ページ になります。

申請地は、武芸川小学校の南 290m程に位置する登記地目 田 現況地目 宅地 202㎡。

農地の区分は、水管、下水道管が整備された道路の沿道で申請地から概ね500m以内に1つの医療機関と1つの教育施設があるため、第3種農地と判断します。

転用の目的は、一般個人住宅・物置 でございます。

申請人は、申請地の隣地に自宅及び物置を所有しているが、手狭になり、それらを増築したいと考え、申請すると言っているものでございます。

7月13日に現地確認をしたところ、昭和25年頃に埋め立し、建物を建築しており、始末書が添付されています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないと判断します。

以上、2件につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長（野村茂君）

事務局の説明が終わりました。議案第2号について補足説明のある委員さんは挙手にて発言をお願いします。ないようですので、質疑のある委員さんは挙手にて発言をお願いします。

(挙手無し)

ないようですので、これより採決します。議案第2号の2件について、原案のとおり、岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手願います。

(全員挙手)

全員挙手のため、議案第 2 号の 2 件について、原案のとおり岐阜県知事に進達することといたします。

続きまして、議案第 3 号農地法第 5 条第 1 の規定による許可申請に対する意見について 議題とします。事務局の説明をお願いします。

○事務局課長補佐（長谷部 香織君）

議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について。農地法第 5 条第 1 項の規定により、下記農地の申請がありましたので、意見を求めます。

今回は案件が多いため、説明の途中にて担当地区の委員さんから「補足説明のみ」をお聞きしながら説明をさせていただきます。議案は、6 ページからになります。

1 番・2 番の案件

位置図は、17・18 ページになります。

この 1 番・2 番の案件につきましては、1 筆を分筆して 2 筆にし、それぞれ転用をかけるというものですので、まとめて説明させていただきます。

申請地は、富岡公民センターの南東 330 m 程に位置しております。

1 番の案件は、登記・現況地目 畑 842 m²のうち 522 m²。

2 番の案件は、842 m²のうち 320 m²でございます。

農地の区分は、農振農用地であるため、原則不許可であります。令和 4 年に集落接続の許可要件で農振農用地からの除外が認められております。よって、農振農用地から除外された事により、申請地の農地区分は、10 ha 以上の農地区域内の農地であるため、第 1 種農地と判断します。

転用の目的につきまして、1 番の案件は一般個人住宅。

2 番の案件は分譲住宅でございます。

譲渡人は高齢になり、農業経営が難しいため、譲受人の申し込みに応諾したというもの。

1 番の譲受人は、現在アパートに住んでいるが、家族が増え手狭になったため、市内に住宅建築の計画をたて、譲渡人に申込をしたというもの。

2 番の譲受人は、市内で不動産業を営んでいるが、市内において住宅の購入を考えているお客様が多いため、本申請地において分譲住宅の計画をたて、譲渡人に申込をしたというものでございます。

7 月 13 日に現地確認をしたところ、畑で農地性有りを確認しています。

申請地は、第 1 種農地であるため、原則、不許可ではございますが、集落に接続していることから、農地転用の制限の例外基準をみたくものと考えます。

3 番の案件。

議案は 6 から 7 ページ。位置図は、19・20 ページになります。

申請地は、長良川鉄道関富岡駅の南東 340 m 程に位置する田 4 筆 5,708 m²。

農地の区分は、農用地区域内の農地のため、農振農用地と判断します。

転用の目的は、砂利採取の一時転用です。一時転用期間は、18 か月間です。

賃貸人は、事業者との砂利採取契約に基づき、貸渡すというもの。

賃借人は、砂利採取業を営んでおり、申請地において砂、砂利、玉石等の原石採取の事業をしたいというもの。

7 月 13 日に現地確認をしたところ、田で農地性有りを確認しています。

申請地は、農振農用地であるため、原則不許可であります。一時転用であるため、農地転用の制限の例外基準を満たすものと考えます。

4 番の案件

4 番の案件につきましては、後程、審議をしていただきたいと思いますので、4 番は飛ばして、5 番の案件について説明させていただきます。

5番の案件

位置図は、23・24ページになります。

申請地は、平賀公民センターの北西90m程に位置する登記地目 畑 現況地目 宅地 4.40㎡。
農地の区分は用途地域の農地であるため、第3種農地と判断します。

転用の目的は、機械部品加工業工場でございます。

使用貸主は、使用借人の要望に承諾するというもの。

使用借人は、使用貸人が代表を務める会社であり、工場の庇及び、通路として使用している土地が無断転用であったため、是正するというものでございます。

7月13日に現地を確認したところ、昭和47年11月頃から工場建物の敷地の一部として使用しており、始末書が添付されております。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと判断します。

6番の案件

位置図は、25・26ページになります。

申請地は、富岡小学校の北170m程に位置する登記・現況地目 田 201㎡。

農地の区分は用途地域の農地であるため、第3種農地と判断します。

転用の目的は、一般個人住宅でございます。

譲渡人は、高齢のため、耕作が困難であることから譲受人の要望により譲り渡すというもの。

譲受人は、現在、実家に住んでいるが、今般、実家から独立して、住宅を建築したく、申請地を購入するというものでございます。

7月13日に現地を確認したところ、田で農地性ありと確認しております。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと判断します。

7番の案件

議案は9ページ。位置図は、27・28ページになります。

申請地は、関高等学校の南180m程に位置する登記地目 畑 現況地目 雑種地 236㎡。

農地の区分は用途地域の農地であるため、第3種農地と判断します。

転用の目的は、宅地分譲でございます。

譲渡人は、譲受人の要望により土地を売却したいというもの。

譲受人は、申請地の近隣に住宅等があり、宅地分譲地に適しているため、購入したいというものでございます。

7月13日に現地を確認したところ、昭和60年頃から宅地として利用しており、始末書が添付されております。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと判断します。

8番の案件

位置図は、29・30ページになります。

申請地は、旭ヶ丘中学校の南東280m程に位置する登記地目 田 現況地目 雑種地 181㎡。

農地の区分は用途地域の農地であるため、第3種農地と判断します。

転用の目的は、一般個人住宅駐車場でございます。

譲渡人は相続をしたのを機に、売却するというもの。

譲受人は申請地を買い受け、母親の経営する美容院の駐車場、家族の駐車場として利用したいというものでございます。

7月13日に現地を確認したところ、昭和52年頃から駐車場として使用しており、始末書が添付されております。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと判断します。

それでは、ここで1番から8番までの案件につきまして、担当地区の安田委員さんより、「補足説明」がありましたら、お願いします。

○議長（野村茂君）

安田委員さんお願いします。

○1 番 (安田美雄君)

特にありませんが、3番の案件なんですけれども、砂利採取なんですけど、実はこの地区前からですけれども、地下水が非常に高いものですけれども、砂利採取の時期によりましては、ポンプで、汚水ですね。たまった水を汲みあげて一般の河川に流しているというようなことから若干苦情が出ておりますので、汚水を汲みあげて砂利をとるといふこの行為について若干市民の方から苦情が出ておりますのでそれだけ思いましたので。あとにつきましては、特にございませぬ。

○議長 (野村茂君)

ありがとうございました。今の説明で、対策を事務局からお願いするということがは。

○事務局課長補佐 (長谷部 香織君)

担当課の方にその辺は確認しておきます。

ありがとうございました。

9番の案件

位置図は、31・32ページになります。

申請地は、平井集会場の南640m程に位置する登記・現況地目 田 972㎡。

農地の区分は、農用地区域内の農地のため、農振農用地と判断します。

転用の目的は、仮設現場事務所・仮設トイレ・仮設手洗い場・駐車場・資材置場の一時転用です。

一時転用期間は許可日から3年間です。

賃貸人は賃借人の要望に叶えるというもの。

賃借人は本申請地近接地にて機械部品製造業工場建設工事を請け負っており、そのための仮設現場事務所等を設置するのに最適であると考え、申請をするというものでございます。

7月13日に現地確認をしたところ、田で農地性有り確認しています。

申請地は、農振農用地であるため、原則不許可であります。一時転用であるため、農地転用の制限の例外基準を満たすものと考えます。

10番の案件

議案は10ページ。位置図は、33・34ページになります。

申請地は、南部公民センターの南320m程に位置する登記地目 宅地 現況地目 畑 171㎡。

農地の区分は用途地域の農地であるため、第3種農地と判断します。

転用の目的は、利器工匠具製造販売業駐車場です。

譲渡人は、まとまったお金が必要となり、譲受人の申し出により譲ると言うもの。

譲受人は、近隣に会社があるが、駐車場が狭いため、申請地を譲り受け、駐車場にしたいと言うものでございます。7月13日に現地確認をしたところ、畑で農地性あり確認しております。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないと判断します。

11番の案件

位置図は、35・36ページになります。

申請地は、巾公民センターの南西210m程に位置する登記・現況地目 畑 216㎡。

農地の区分は用途地域の農地であるため、第3種農地と判断します。

転用目的は一般個人住宅です。

譲渡人は、耕作管理が困難となってきた為、売却して今後の生活資金に充てたいと言うもの

譲受人は、マンションに住んでおり、今般独立して、自分の家を持ちたいと思っていたところ、本申請地を売却したいと言う事を知り、申請地を購入し、自宅を構えようと考えているというものでございます。7月13日に現地確認をしたところ、畑で農地性あり確認しております。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないと判断します。

12番の案件

位置図は、37・38ページになります。

申請地は、関税務署の南190m程に位置する登記・現況地目 田 1,263㎡のうち1,246㎡。農地の区分は用途地域の農地であるため、第3種農地と判断します。

転用目的は刃物製造業工場及び駐車場です。

譲渡人は、農業経営縮小のため、譲受人の要望により譲渡すと言うもの。

譲受人は、隣接地で刃物製造業を営んでおり、業容拡大のため、本申請地を買い受け、工場を建築すると言うものでございます。

7月13日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しております。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないと判断します。

なお、本案件は、1,000㎡を超えているため、関市開発指導要綱に基づく開発協議の承認が必要であります。

13番の案件

議案は11ページ。位置図は、39・40ページになります。

申請地は、関市清掃事務所の南東520m程に位置する登記地目 田 現況地目 畑 661㎡。農地の区分は、住宅、事業施設、公共・公益的施設等が連たんしている区域に近接する10ha未満の農地の区域内であるため、第2種農地と判断します。

転用の目的は、再生資源処理業駐車場です。譲渡人は、譲受人の申出に応えると言うもの。

譲受人は、駐車場として利用したいと言うものでございます。

7月13日に現地を確認したところ、畑で農地性ありと確認しております

申請地は、第2種農地であるため、代替地性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむを得ないものと判断します。

なお、同案件は、事変1番の案件と同時許可案件となります。

14番の案件

位置図は、41・42ページになります。

申請地は、関ノ上東公民センターの北東200m程に位置する登記地目 畑 現況地目 雑種地 739㎡。

農地の区分は、申請地から概ね500m以内に長良川鉄道松森駅があるため、第3種農地と判断します。

転用の目的は、外構工事業資材置場です。譲渡人は、譲受人の要望に応えると言うもの。

譲受人は、外構工事業の資材置場として使用したいと言うものでございます。

7月13日に現地を確認したところ、草木が生い茂っており、管理されている状態ではありませんでした。第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと判断します。

15番の案件

議案の訂正をお願いします。譲受人の名前が「千疋工業」とありますが、正しくは「丸疋工業」です。地名にもあります千疋の「千」ではなく、丸いと言う字を書きまして、「丸疋」となります。訂正をお願いいたします。

改めまして議案は11から12ページ。位置図は、43・44ページになります。

申請地は、関市清掃事務所の東220m程に位置する登記・現況地目 畑 3筆 1,382㎡。

農地の区分は、用途地域の農地であるため、第3種農地と判断します。

転用の目的は、製缶業工場です。

譲渡人は、営農が困難なため応諾したと言うもの。

譲受人は、事業の拡大に伴い、新工場が必要となり、申請地に工場を建築すると言うものでございます。

7月13日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しております。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないと判断します。

16番の案件

議案は12から13ページ。位置図は、45・46ページになります。

申請地は、関市清掃事務所の南東360m程に位置する登記・現況地目 畑 2筆 671㎡。

農地の区分は、用途地域の農地であるため、第3種農地と判断します。

転用の目的は、産業廃棄物処理業資材置場です。

譲渡人らは、譲受人の申し出に応えると言うもの。

譲受人は、産業廃棄物処理業資材置場として利用したいと言うものでございます。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないと判断します。

○議長（野村茂君）

それでは、ここで9番から16番までの案件につきまして、担当地区の白田委員、井上委員、野田委員、山田タツエ委員さんより、「補足説明」がありましたら、お願いします。

（挙手無し）

それでは、さきほどお聞きしませんでしたので先ほどの1番から8番までの件、そして今の件で他の委員さんで補足説明等ありましたらお願いします。

（挙手あり）

はい、安田委員さん。

○1番（安田美雄君）

9番の一時転用で資材置場兼駐車場ということですが、それもそのいわゆる埋立の規模といたしますか、どの程度の埋め立てならば許可できるといいますか、申請はどのような、他のところでありますので、結局30cmとかいう基準は無かったですか。

○事務局課長補佐（長谷部 香織君）

大体30cm程度の盛り土の予定です。

○1番（安田美雄君）

上は舗装。

○事務局課長補佐（長谷部 香織君）

このまま使います。

○1番（安田美雄君）

舗装しないですか。

○事務局課長補佐（長谷部 香織君）

舗装はしません。

○議長（野村茂君）

ほかにございませんか。

（挙手無し）

それではございませんようですので、事務局お願いします。

○事務局課長補佐（長谷部 香織君）

ありがとうございました。それでは次、

17番の案件

議案は13ページ。位置図は、47・48ページになります。

申請地は、十三塚公民センターの南 220m程に位置する登記・現況地目 畑 212㎡。
農地の区分は、用途地域の農地であるため、第3種農地と判断します。

転用の目的は、貸駐車場です。

譲渡人は、周辺が住宅化してきたことから、申請地を農地として維持・管理することが困難であったところ、譲受人より貸駐車場として利用したいとの申し出を受け、要望に応えると言うもの。

譲受人は、本申請地を買い受け、貸駐車場として利用したいと言うものでございます。

7月13日に現地を確認したところ、畑で農地性ありと確認しております。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないと判断します。

なお、本案件は事変2番と同時許可案件となります。

18番の案件

位置図は、49・50ページになります。

申請地は、小瀬南公民センターの西140m程に位置する登記地目 宅地 現況地目 畑 451.39㎡。

農地の区分は、住宅、事業施設、公共・公益的施設等が連たんしている区域に近接する10ha未満の農地の区域内であるため、第2種農地と判断します。

転用の目的は、宗教施設です。

譲渡人は、多忙であることや、遠方に居住している事から、耕作や手入れが困難であるため、譲受人の要望に応えると言うもの。

譲受人は、従来の施設の火災により、新施設への建て替えと、広い駐車場の確保が必要となり、本申請地に宗教施設を建設したいと言うものでございます。

7月13日に現地を確認したところ、畑で農地性ありと確認しております。

申請地は、第2種農地であるため、代替地性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむを得ないものと判断します。

なお、本案件は5月9日総会にて県に進達し、7月6日に許可がございましたが、登記を行う際に、申請地の現況が農地であったため、登記が出来ず事業計画変更申請と共に、今回の申請に至ったと言う事でございます。なお、本案件は事変4番と同時許可案件となります。

19番の案件

議案は14ページ位置図は、51・52ページになります。

申請地は、関市役所西部支所の北180m程に位置する登記地目 田 現況地目 畑 347㎡。

農地の区分は、申請地から概ね300m以内に関市役所の西部支所があるため、第3種農地と判断します。

転用の目的は、一般個人住宅 駐車場です。

譲渡人は、高齢になり、農業経営が難しいため、譲受人の申し込みに応諾したと言うもの。

譲受人は、現在 小屋名地区に住まいがあるが、孫たちも成長し、車が必要になった事から、敷地内に5台の駐車スペースが確保できず、候補地を探していたところ、住居の南側の隣接地を譲り受けたいと、譲渡人に申込をしたと言うものでございます。

7月13日に現地を確認したところ、畑で農地性ありと確認しております。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないと判断します。

20番の案件

位置図は、53・54ページになります。

申請地は、保明集会場の南西220m程に位置する登記・現況地目 田 2,187㎡。

農地の区分は、10ha以上の集団農地であるため、第1種農地と判断します。

転用の目的は、コンクリート製品製造販売業資材置場です。

賃貸人は、賃借人の要望に応えると言うもの。

賃借人は、迫間工場を撤退し、本社工場へ移設・集約した事や受注の増加に伴い、製品置場の規模を拡張して、生産性の向上、事業活動の効率化を図るため、申請地をコンクリート二次製品置場と

して利用したいと言うものでございます。

7月13日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。

申請地は、第1種農地であるため、原則不許可であります。既存施設の2分1以内の拡張であるため、農地転用の制限の例外基準を満たすものと考えます。

本案件は、1,000㎡を超えているため、関市開発指導要綱に基づく開発協議の承認が必要であります。

21番の案件

位置図は、55・56ページになります。

申請地は、山田公民センターの南310m程に位置する登記地目 田 現況地目 宅地 7.12㎡。

農地の区分は、住宅、事業施設、公共・公益的施設等が連たんしている区域に近接する10ha未満の農地の区域内にある農地のため、第2種農地と判断します。

転用の目的は、一般個人住宅でございます。

譲渡人は譲受人との合意のもと、申請地を譲受人に贈与するというもの。

譲受人は、現在借家住まいであるが、手狭になったため、自己用住宅の計画をし、土地を購入したところ、一部の測量が間違っていたため、正しく測量をやり直し、両者合意のもと、贈与を受けると言うものでございます。

7月13日に現地確認をしたところ、すでに宅地となっており、(経緯書の提出を求めているところ)申請地は、第2種農地であるため、代替地性について検討が必要となりますが、測量が間違っていたことである為、転用はやむを得ないものと判断します。

22番の案件

22番の案件につきましては、21番の案件と ほぼ同じでございます。

議案は15ページ 位置図は、55・56ページになります。

申請地は、山田公民センターの南310m程に位置する登記地目 田 現況地目 宅地 14㎡。

農地の区分は、住宅、事業施設、公共・公益的施設等が連たんしている区域に近接する10ha未満の農地の区域内にある農地のため、第2種農地と判断します。

転用の目的は、一般個人住宅でございます。

譲渡人は譲受人との合意のもと、申請地を譲受人に贈与するというもの。

譲受人は、現在借家住まいであるが、手狭になったため、自己用住宅の計画をし、土地を購入したところ、一部の測量が間違っていたため、正しく測量をやり直し、両者合意のもと、贈与を受けると言うものでございます。

7月13日に現地確認をしたところ、すでに宅地となっており、経緯書の提出を求めているところ)です。

申請地は、第2種農地であるため、代替地性について検討が必要となりますが、測量が間違っていたことである為、転用はやむを得ないものと判断します。

なお、こちらの筆は農振農用地であったため、令和4年に農振農用地からの除外が認められております。

23番の案件

位置図は、57・58ページになります。

申請地は、関市役所 武儀事務所の西100m程に位置する登記地目 畑 現況地目 宅地 2筆 118㎡。

農地の区分は、申請地から概ね500m以内に関市役所武儀事務所があるため、第3種農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅です。譲渡人は、管理できないため譲渡したいと言うもの。

譲受人は、申請地を買い受け、宅地の一部として利用したいと言うものでございます。

7月13日に現地確認をしたところ、平成9年頃から、居宅兼車庫として利用されているため、始末書が添付されています。第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと判断します。

24番の案件

位置図は、59・60ページになります。

申請地は、板取川中学校の南130m程に位置する登記・現況地目 畑 1, 519㎡のうち561㎡。

農地の区分は、住宅、事業施設、公共・公益的施設等が連たんしている区域に近接する、10ha未満の農地の区域内である為、第2種農地と判断します。

転用の目的は、一般個人住宅です。

使用貸人は、現在、会社勤務のため、農地の耕作等管理が困難なため、規模の縮小を望んでいると言うもの。使用借人は、使用貸人の長男であり、現在美濃市に在住しているが、子供の成長に伴い、住環境が悪化してきたため、実家に近い申請地を生活基盤としたいため、申請すると言うものでございます。残地につきましては、使用貸人において管理すると共に、使用借人と共に、農業に関わると言うこととでございます。

7月13日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しております。

申請地は、第2種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむ得ないものと判断します。

なお、令和4年に農振農用地からの除外が認められております。

25番の案件

議案は16ページ、位置図は、61・62ページになります。

申請地は、関市国民健康保険板取診療所の北220m程に位置する登記地目 田 現況地目 雑種地 2筆 843㎡。登記地目 畑 現況地目 雑種地 426㎡。3筆合計 1, 269㎡。

農地の区分は、住宅、事業施設、公共・公益的施設等が連たんしている区域に近接する、10ha未満の農地の区域内である為、第2種農地と判断します。

転用の目的は、一般個人住宅及び事業用建物です。

譲渡人は高齢となり、耕作が困難なため、譲受人の要望に依ると言うもの。譲受人は現在、借家住まいをしているが、子供の成長に伴い、住環境に優れた申請地を購入し、住宅を建築したいと言うもの。また、スーパーハウス等の販売業を行うにあたり、事務所や従業員駐車場、来客用店舗・駐車場が必要であるため、申請すると言うものでございます。

7月13日に現地確認をしたところ、雑木等が生い茂り、荒廃農地として、B判定にて計上されている土地であります。

農地としての判断が出来ませんので、始末書の添付が必要ですが、提出されておられません。

申請地は、第2種農地であるため、代替地について検討しなくてはいけません、代替地検討資料の提出がされておられません。

代替地性につきましては、申請に係る農地等に代えて、周辺の他の土地、つまり、農地等に限らず土地を供することにより、該当申請に係る事業の目的を達成することができると認められる場合は、原則として許可しないとなっております。

また、資金証明書につきましては、農地転用許可申請書を提出する場合には、規則第30条第4号及び、同第57号の2第2項第1号により「転用の目的に係る事業を資金計画に基づいて実施するために必要な資力があることを証する書面つまり、資金証明書を添付することが義務づけられています。

資金証明となる書面としては、金融機関が発行する残高証明書や、融資見込み証明書、融資申込書の写し、預金通帳の写し等が主なものになります。

一応、通帳の写しが添付されましたが、桁数が足りておらず、必要な資力があるとは認められません。転用目的を達成するために必要な書類が整っていない状態での申請となっております。

なお、令和4年に農振農用地からの除外が認められております。

また、本案件は、1, 000㎡を超えているため、関市開発指導要綱に基づく開発協議の承認が必要であります。

26番の案件

位置図は、63・64ページになります。

申請地は、関市立博愛小学校の北西470m程に位置する登記・現況地目 田 300㎡。

農地の区分は、10ha以上の集団農地であるため、第1種農地と判断します。

転用の目的は、一般個人住宅です。

使用貸人は、使用借人の祖父であり、孫が土地を必要としていたため、地域農業の後継者として農業に従事することを条件に、申請地を使用貸借させるというもの。

使用借人は、現在、大垣市のアパートに住んでおり、現居住地は手狭であるため、本申請地を借り、住宅を建築すると言っています。

7月13日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。

申請地は、第1種農地であるため、原則不許可であります。集落に接続しており、農地転用の例外規定を満たすものと判断します。なお、令和4年に農振農用地からの除外が認められております。

○議長（野村茂君）

事務局の説明が終わりました。

17番から26番までの案件につきまして、私も含め、担当地区の足立委員、西部委員、日置委員より、「補足説明」がありましたら、お願いします。

（挙手あり）

はい、日置委員さん。

○18番（日置香君）

25番ですけど、申請に見えたのは夜の8時にみえたんですけども、申請者がうちの息子と同級生ということで息子を通じて電話が来たので断るわけにはいかず、会ったんですが。工務店と書類はとともOKというふうではないので、ちゃんとしないと事務局通らないという説明をして、次の日、行政書士が岐阜市の方でしたので、電話を入れて、書類をしっかりと整えるようにと連絡は入れた件で、非常に申し訳ございませんでした。

○議長（野村茂君）

今の日置さんの説明と事務局の説明からはだいぶ書類が出てないところがあるのですか。

事務局これで通せるのですか。

○事務局課長補佐（長谷部 香織君）

一応書士の方にはお願いしてありますが、今朝現在まだ出てきておりません。

資金の方はかなり調達が難しいようで、当初に出てきた申請からかなり減らして再度申請書は出てきておりますが、それに関しての資金証明も出てきておりませんので、このまま仮に進達したとしても県の方でちょっと認められないよ、ということで取り下げをしてくださいという案件にならないかな、と思います。

○議長（野村茂君）

進達はできるということによろしいですね。

○事務局課長補佐（長谷部 香織君）

はい。

○議長（野村茂君）

ただ今日置委員さんから書類の不備などありましたが、事務局からもありましたが、一応他に何かございませんでしょうか。

（挙手あり）

はい、事務局。

○事務局課長補佐（長谷部 香織君）

もう一つあるのですが、除外がおりたときの建物の配置と、今回申請に出てきている配置とちょっと変わっております、そこら辺でも県の方から何かしら指摘がされてくるかと思えます。今の申請ですと、自分の居宅を通り越して従業員たちが車を停めに行く。自分の家の庭の目の前を通って車を停めに行く、そんな形の申請が出ておまして、いかにも現実的でない形の申請書が出されています。

○議長（野村茂君）

そうすると、とりあえず進達するというので、最終的にはお伺いしますが、それでいいのですか。

○1番（安田美雄君）

書類が揃うまでは保留にしたらどうですか。

○議長（野村茂君）

ただ今安田委員さんから、書類が整っていないので、保留にしたらどうかというご意見もいただきました。他にご意見ございませんでしょうか。

（挙手無し）

はい、それではみなさんお聞きの通り、書類が完全に整っていないものを県へ進達するというのはいかなものかということでございますので、採決を取らせていただこうかと思えますが、事務局よろしいでしょうか。

○事務局課長補佐（長谷部 香織君）

はい。

○議長（野村茂君）

はい、それでは原案の通り進達することとするか、保留にするかということで、採決をとらせていただきます。

はい、それでは25番ですね。第3号議案の25番については、書類が整っていない、内容が整っていないということで今回は進達するのは保留ということに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

はい、ありがとうございます。全員の挙手をいただきました。

第3号議案の25番につきましては進達することを保留といたします。

その他に補足説明、ご意見などございませんでしょうか。

私の方の案件も補足説明など特別ございません。

はい、それでは、ないようですので議案第3号について、今の案件と先ほど後に回すという案件について質疑がありましたらお伺いします。質疑はありませんでしょうか。

（挙手無し）

質疑も無いようですので、議案第3号についてこれより裁決をいたします。1番から3番、5番から24番、そして26番について原案の通り岐阜県知事に進達することに異議の無い方は挙手願います。

（全員挙手）

はい、ありがとうございます。全員の挙手をいただきました。議案第3号の23件については原案の通り岐阜県知事に進達することとします。

続きまして、先ほど事務局から後ほど審議をお願いしたいと発言がありました議案第3号の4番の案件について事務局の説明をお願いします。

○事務局

4番の案件

議案は8ページ。位置図は、21・22ページになります。

申請地は、島集会場の南西280m程に位置する登記地目 田 現況地目 畑 2, 200㎡。

農地の区分は農用地区域内の農地であるため、農振農用地と判断します。

転用の目的は鍍金請負業駐車場でございます。

賃貸人は、賃借人と駐車場利用を目的で賃貸借契約を結び、賃借料を得ると言うもの。

賃借人は従業員の駐車場として土地を借りると言うものでございます。

7月13日に現地を確認したところ、畑で農地性ありと確認しております。

農業振興地域の整備に関する法律及び同法施行令の規定により、土地改良事業の受益地については、工事の完了した年度の翌年度から起算して、8年を経過するまでは、原則農振除外の手続きが行えません。この申請地は農振除外の対象として2回ほど出てきております。令和2年8月、令和3年8月に農振整備計画変更の申請、つまり、除外申請がありましたが、「1種農地の農地転用の例外規定に該当せず、土地基盤整備事業終了から8年未経過のため」、除外申請が認められていないと言う案件になります。

未経過の事業としましては、肥田瀬用水頭首工工事でございます。

8年とはいつからいつまでかと言いますと、平成29年4月1日から、令和7年3月31日までとなり、その間は除外が出来ないこととなります。

頭首工とは、農業用水を河川から取水するため、河川をせき止めて、水位を上昇させ、水路へ流し込む施設（水門、堰堤、土砂吐 等）のことで、用水路の頭の部分にあたることから、このように呼ばれているものです。

申請地は、最終的に恒久転用にて駐車場にするとする計画がされているものであります。

土地利用計画図においても、アスファルト舗装を行う事や、申請地外周は、コンクリートブロックで囲い、調整池や緑地帯が設けられる計画となっております。

以上、賃貸借権設定に関するもの1件につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長（野村茂君）

はい、事務局の説明が終わりました。安田委員さん補足説明があればお願いします。

○1番（安田美雄君）

今事務局から説明がありましたように、私も現地と設計図書等拝見しますと、非常に恒久性のあるものを一時転用で、将来的には、復旧はおそらく3年たった段階で元に戻すというのが義務だと思えますが、それはとても現実性が無い話でありまして、ましてや駐車場として利用するのであればこういった外郭をコンクリーで囲ったりあるいは緑地帯を設けたりとか、9mの調整池をつくるようなこういうことはですね、おそらく工場用地としてのことの想像ができますし、水路を挟む工事も入っておりますけど、水路を簡単にまたいでですね、それをまた現況に復旧するということは現実的にはちょっと認められないな、現実的ではないなと思っております。従ってこの申請につきましては、私の管内でも結構この平成7年3月までに待っておられる他の方々がいる状況で、一時転用だからといって許可するというのはちょっと公平性を欠くかなと思います。以上でございます。一時転用の域を超えているという判断をさせていただきます。

○議長（野村茂君）

はい、ありがとうございます。ただ今安田委員さんからご意見をいただきました。

他の委員さんで補足説明のある委員さんはございませんか。

今事務局から説明がありましたように実際に十分に理解していただきましたでしょうか。

この案件、慎重に審議をしていただきたい案件かと思っておりますので、そんなことで安田委員さん何かご意見ございましたら。

○1番（安田美雄君）

みなさん図面をお返ししますけども、一時転用の考え方がですね、5条で出したものをさらに3年後に農地に戻すというのは現実的に非常に無いものですから、農振地域は7年までは認められ

ないということがはっきりしておりますので、今からこういったことを一時転用として認めるというのは、私はいかがなものかと思っております。

○議長（野村茂君）

はい、ありがとうございます。

それではここで、他にご意見ございませんか。

（挙手無し）

それでは皆様方にお諮りしたいと思いますが、今回ですね安田さんのご意見を踏まえてお伺いをいたしますが、これをこのまま県へ進達するものとしても良いのか、とりあえず保留にして内容を改めたり、よく精査していただいたりして継続審議にしてはどうか、というこのどちらかになるかと思いますが、皆さんにお諮りしますがよろしいですか。

それではこの件につきましてお諮りしますのでお願いいたします。

まず始めに非常に整合性を取るという意味からも、また今までの農振除外の件そういったところから見ても大変慎重にやらなければならない案件でございますのでこれを今回は保留にして継続審議ということにしてはどうかということと、このまま県の方に進達するというのと両方で採決を取らせていただきます。

それでは、継続審議にするということで賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

はい、ありがとうございます。全員の挙手をいただきました。

それではこの第3号議案第4号につきましては保留とし、継続審議するということに決定をいたしました。

はい、それでは続きまして議案第4号事業計画変更申請に対する意見についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

○事務局課長補佐（長谷部 香織君）

議案第4号 事業計画変更申請に対する意見について。

農地転用許可後の事業計画変更申請がありましたので、意見を求めます。

議案は17ページになります。

1 番の案件

位置図は、39・40ページになります。

申請地は、関市清掃事務所の南東520m程に位置する現況地目 畑 661㎡農地の区分は、住宅、事業施設、公共・公益的施設等が連たんしている区域に近接する10ha未満の農地の区域内であるため、第2種農地と判断します。変更内容は、転用事業者と転用目的の変更です。

当初事業計画者は、平成元年1月30日付にて倉庫建築敷地として5条の転用許可を得ておりますが、その後に申請地よりも倉庫建築敷地として利便性の高い土地を見つけたため、計画がとん挫しておりました。

事業計画変更申請者は、本申請地の近隣地にて再生資源処理業を営んでいるが、仕事量が増え、従業員及び運搬用車両を増やす事となった為駐車場が必要になったことから、本申請地を買い受け、駐車場として利用したいと言うものでございます。5条13番と同時許可案件となります。

2 番の案件

位置図は、47・48ページになります。

申請地は、十三塚公民センターの南220m程に位置する現況地目 畑 212㎡。

農地の区分は、用途地域の農地であるため、第3種農地と判断します。

変更内容は、転用事業者の変更です当初事業計画者は、平成8年1月30日付、5条許可及び、平成8年1月30日付、事業計画変更の承認を受けて、貸駐車場を計画していたが、借主との契約が進展せず、また、経済的事情から事業が遂行できず、計画がとん挫しておりました。

継承人は、申請地北側で刀剣販売業を営んでおり、現在借りている従業員用駐車場の賃貸契約を解

約することとなり、従業員駐車場が不足する事から、申請地を買い受け、自らが経営する刃物販売会社の従業員駐車場として利用したいと言うものでございます。

5条17番と同時許可案件となります。

3番の案件

議案は18ページ。位置図は、65・66ページになります。

申請地は、小瀬南公民センターの東130m程に位置する現況地目 畑、一部 雑種地 977㎡
農地の区分は用途地域の農地であるため、第3種農地と判断します。

変更内容は、転用面積と転用目的の変更です当初事業計画者は、農地の一部を平成20年12月15日付にて貸駐車場として4条の許可を得て、貸駐車場として利用しておりましたが、今回、転用許可済みの部分を含め、共同住宅敷地として利用したいと思っていたところ、分筆登記及び地目変更登記がされていなかった為、事業計画変更の承認を行うと言うものでございます。

なお、本案件は令和4年7月7日総会の4条2番と同時許可案件となります。

4番の案件

位置図は、49・50ページになります。

申請地は、小瀬南公民センターの西140m程に位置する現況地目 畑 5筆 2,127.39㎡。
農地の区分は、住宅、事業施設、公共・公益的施設等が連たんしている区域に近接する10ha未満の農地の区域内であるため、第2種農地と判断します。変更内容は、転用面積の変更です。

当初事業計画者は、令和4年7月6日付にて宗教施設として、5条許可を得ておりますが、一体利用地として申請を行った土地が実は、転用許可が必要である土地であったため、今回、事業計画変更申請を行うと言うものでございます。なお、5条18番と同時許可案件となります。

以上、4件について、ご審議をお願いします。

○議長（野村茂君）

事務局の説明が終わりましたが、議案第4号について補足説明のある委員さんは挙手にて、発言をお願いします。

（挙手無し）

無いようですのでこれより質疑を行います。議案第4号について質疑のある委員さんは挙手にて発言をお願いします。

（挙手無し）

質疑も無いようですのでこれより裁決を行います。議案第4号の4件について原案の通り岐阜県知事に進達することに異議の無い方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

はい、ありがとうございました。全員の挙手をいただきました。

議案第4号の4件については岐阜県知事に進達することといたします。

次に報告第1号荒廃農地調査に伴う農地・非農地判断についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

○事務局課長補佐（長谷部 香織）

報告第1号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地判断についてを報告します。

議案は19ページになります。

行政書士等から、山林化されている農地などの現況を確認し、非農地判断をして欲しいと依頼のあった土地について、5月に農業委員会事務局にて現場確認を行いました。

その結果、植林ではなく農地を放置した事により、雑木が生え、山林化された土地について、農地台帳から削除するというものでございます。

議案の現況地目がすでに、山林・原野となっておりますが、この地目は、税務課のデータを引用しており、税務課においても、現況が山林化されていると確認しているものであります。

事務処理としましては、6月9日に、農業委員会事務局内で決裁、6月10日に岐阜県知事、岐阜地方法務局美濃加茂支局長、市役所税務課長、所有者に対し、非農地通知書を送付しています。この非農地通知書を添付し、法務局に申請することにより、登記簿に記載されている農地から、山林等に地目変更をすることができます。地区は、洞戸・上之保・武芸川・塔ノ洞の4地区です。以上1件を報告させていただきます。

○議長（野村茂君）

報告第1号につきましては、事務局の報告のとおりです。

以上をもちまして、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。その他について、事務局の説明を求めます。

午前11時00分閉会

本日の議会の顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

議長

_____ (印)

15番

_____ (印)

16番

_____ (印)